

茨木市立西陵中学校PTA規約

第1章 総 則

第1条（名称・所在地）

本会の名称を、茨木市立西陵中学校PTAとする。

この団体を次の所在地に置く。

茨木市南春日丘1丁目19番6号

第2条（目的）

本会は、学校と家庭とが一体となって民主教育が健全に行われるよう努力するものである。

1. 学校と家庭、教職員と保護者との関係を一層緊密にし、生徒の心身の健全な育成をはかる。
2. 家庭生活と、その延長である社会生活の教養を高めるために成人教育を盛んにする。
3. 地域社会の教育力の向上に資する活動に協力する。

第3条（方針）

本会は、教育を本旨とする民主的団体であって営利的、宗教的、政治的色彩をもつものではなく、また、いかなる団体の交渉も受けない。

1. 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
2. 本会は学校の教育活動を助けるために意見を具申し、また協力するが、学校の管理運営や教職員の人事に干渉するものではない。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、在籍生徒の保護者と西陵中学校教職員とする。

第5条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第6条 校長は、すべての会議に出席して所管事項の報告と意見を述べることができる。

第3章 会 計

第7条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。会費の変更を行う場合並びに会員又は会員以外から寄付を得る場合は、総会の承認を得なければならない。資金獲得の方法を決める場合は運営委員会の承認を得なければならない。

第8条 会費は、会員1人につき月額150円とする。

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日に至る1か年とする。

第4章 役 員 及 び 会 計 監 査

第10条 本会の役員を次の通りとする。

1. 会 長 1名 （保護者）
2. 副会長 2名 （保護者）
3. 書 記 3名 （教職員1名・保護者2名）
4. 会 計 2名 （教職員、保護者各1名）

第11条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、各種委員会の招集、総会決議事項の執行及び、指名委員を除く、各種委員を委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときはこれを代行する。
3. 書記は総会、その他、重要な集会事項の通知及び、全般の活動状況の記録を保管する。
4. 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、年度末決算については、会計監査の監査を得て、総会の承認を求めねばならない。会員の申し出のある時はいつでも会計簿を供覧しなければならない。

第12条 会計監査

会計監査は2名（保護者）とし、選任は役員選出に準ずる。

会計監査は、随時、本会会計の状況を監査することができる。

年度末にはすべての会計事項について監査を行い、総会に報告する。

第13条 役員及び会計監査の任期は4月1日から翌年3月31日に至る1か年とし、再任は妨げない。

第5章 役員の選出（指名委員会）

第14条 役員及び会計監査の候補者を指名または選出するとき、指名委員会を置く。

指名委員会は、指名委員と担当教職員を持って構成される。

指名委員会の人数と選出方法は、PTA 規約細則に定める。

第15条 指名委員会は、役員及び会計監査を指名し、年度末総会において承認を得る。

指名委員会は、役員の就任と同時に解散となる。

第6章 総 会

第16条 総会は、本会の最高決議機関である。

第17条 総会の定足数は会員の3分の1（委任状を含む）とし、次の事項を審議する。

- （1）役員・会計監査の承認に関する事
- （2）予算・事業計画の承認に関する事
- （3）会務・決算報告に関する事
- （4）規約改正
- （5）その他重要な事項

2. 総会は、その権限に属する事項の一部を運営委員会に委任することができる。

第18条 総会の決議は、出席会員の過半数による

第19条 総会は、原則として年2回開く。

運営委員会が必要と認めたとき又は、会員の5分の1以上の要求のあった場合は臨時総会を開く。

第7章 運 営 委 員 会

第20条 本会の目的を遂行するために、運営委員会を設ける。

運営委員会は本会役員、正副委員長、校長、教頭、各委員会の担当教職員をもって構成する。

第21条 運営委員会の任務は次の通りである。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会の提出する報告書、議案、予算、決算等を作成する。
3. 必要な場合に特別委員会を設ける。
4. その他会員から委任された事務を処理する。
5. 役員に欠員の生じた場合は運営委員会にはかり、これを補充し全会員に通知する。

第22条 運営委員会は委員の半数以上の出席をもって成立し、決議を要する時は出席者の過半数の同意を必要とする。

第8章 各種委員会

第23条 本会には次の委員会を設ける。

(1) 学級委員会

学級委員と担当教職員をもって構成し、学級の会員相互と教職員との協調を保ち、各自の属する学級の整備向上に努める。

学級委員の選出に関しては、PTA 規約細則に定める。

(2) 地区委員会

地区委員と担当教職員をもって構成し、地区との連絡、生徒補導に努め、地区会合の世話役とし、その親和と環境浄化に努める。

地区委員の選出に関しては、PTA 規約細則に定める。

(3) 広報委員会

広報委員と担当教職員をもって構成し、会員に対し情報の伝達、意見の交換に努める。また、必要に応じ、その地域社会並びに関係諸機関に対する広報活動をする。

広報委員の選出に関しては、PTA 規約細則に定める。

2. 委員は原則として一人で二つ以上兼ねることはできない。

ただし、特別委員会の委員はこの限りでない。

第24条 各委員長は委員会の議案内容により会長及び関係者の出席を求めることができる。

なお、会議の結果を記録し、書記を通じて会長と密接に連絡するものとする。

第25条 各委員会の委員並びに担当教職員の任期は4月1日から翌年3月31日に至る1か年とする。

ただし、新年度の当該者の運営が決定するまでその任期を延長するものとする。

委員長に欠員が生じた場合は委員の互選により、また委員に欠員が生じた場合は当該クラス又は当該地区から補充する。

第9章 特別委員会

第26条 本会の目的を遂行するため特別委員会を設けることができる。特別委員会は運営委員会の承認を得て会長が委嘱した委員をもって構成し、その目的が達成された時、自動的に解散する。

特別委員会の会議の結果は、必ず会長に連絡するものとする。

第10章 個人情報取り扱い

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱い規則」に定め、適正に運用するものとする。

第11章 規約の改正

第28条 本規約は、総会において出席会員の過半数の賛成により、これを改正することができる。

ただし、総会の5日前までに改正内容を会員に通告しなければならない。

(附 則)

※本規約遂行上必要があれば内規を設けることができる。

1. 本会の設立年月日は昭和55年4月1日とする。

2. 本規約は、昭和55年6月28日より実施する。

3. 本規約は、昭和56年3月一部改正する。
4. 本規約は、昭和57年3月一部改正する。
5. 本規約は、昭和60年3月一部改正する。
6. 本規約は、昭和62年3月一部改正する。
7. 本規約は、平成3年3月一部改正する。
8. 本規約は、平成4年2月一部改正する。
9. 本規約は、平成5年2月一部改正する。
10. 本規約は、平成9年3月一部改正する。
11. 本規約は、平成10年3月一部改正する。
12. 本規約は、平成13年3月一部改正する。
13. 本規約は、平成14年3月一部改正する。
14. 本規約は、平成16年6月一部改正する。
15. 本規約は、平成17年3月一部改正する。
16. 本規約は、平成18年11月一部改正する。
17. 本規約は、平成19年7月一部改正する。
18. 本規約は、平成27年11月一部改正する。
19. 本規約は、平成28年5月一部改正する。
20. 本規約は、平成30年2月一部改正する。